

へいせい ねん がつ にち
平成28年1月12日
ぶんちやうしや かい かいぎしつ
分庁舎4階AB会議室
じふん じよてい
13時30分～16時(予定)

へいせい ねんど だい かいすぎなみくしやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかい しだい
平成27年度 第3回杉並区障害者地域自立支援協議会 次第

1 かいかい
開会

2 かいちやうあいさつ
会長挨拶

3 ほう こく
報告

(1) かんじかい
幹事会より

(2) ちいきいこうそくしんぶかい
地域移行促進部会より

(3) シンポジウム じっこういいん
実行委員会より

4 ぎ だい
議題

(1) そうだんしえんぶかい とりく ほうこくおよ かつどう
相談支援部会の取組み報告及び活動について

(2) すぎなみく けんりやうご かん とりく じやうきやう
杉並区の権利擁護に関する取組み状況について

5 た
その他

く れんらくじこう
・区より連絡事項

6 へいかい
閉会

じかいについでい かくにん とう
・次回日程の確認 等

はいふしりやう
【配布資料】

しりやう だい1 かいすぎなみくちいきじりつしえんきやうぎかい だ いけん かだいせいり
○資料1 第1回杉並区地域自立支援協議会 で出された意見と課題整理

しりやう ちいきいこうそくしんぶかい かつどうほうこく
○資料2 地域移行促進部会の活動報告

しりやう だい かい じっこういいんかいほうこく
○資料3 第2回シンポジウム実行委員会報告

- 資料4 しりよう 相談支援部会そうだんしえんぶかいの活動報告かつどうほうこく(当日配布とうじつはいふ)

- 資料5-1 しりよう 障害者権利擁護しょうがいしゃけんりようごに関するこれまでの経過けいかと今後の予定こんご よてい

- 資料5-2 すぎなみく 杉並区しょうがいにおける障害りゆうを理由とする差別さべつの解消かいしょうの推進すいしんに関する
たいおうりよう ぞあん
対応要領(素案)・・・当日配布

- 別添 べつてん 障害者権利擁護推進支援対応マニュアルしょうがいしゃけんりようごすいしんしえんたいおう (素案ぞあん)・・・当日配布

- 資料6 しりよう サービス等利用計画作成の進捗状況等とりようけいかくさくせい しんちよくじょうきょうとうについて

- 資料7 しりよう 杉並区すぎなみくの障害者虐待防止しょうがいしやぎやくたいぼうしに関する取組状況かん とりくみじょうきょうについて

- 資料8-1 しりよう 平成26年度へいせい ねんど 杉並区すぎなみくの優先調達実績ゆうせんちょうたつじつせきについて

- 資料8-2 しりよう 27年度杉並区ねんどすぎなみく障害者就労施設等しょうがいしやしゅうろうしせつとうからの物品調達方針ぶつびんちょうたつほうしん

- 資料8-3 しりよう 26年度障害者施設等ねんどしょうがいしやしせつとうの工賃額アップこうちんがくについて

- 資料9 しりよう 重症心身障害児通所施設じゅうしょうしんしんしょうがいじつうしよしせつの開設及び選定かいせつおよびせんていについて

- 資料10 しりよう 第3期障害福祉計画に係る見込量と実績数値だい きしょうがいふくしけいかく かか みこみりょう じつせきすうちについて

- 参考資料 さんこうしりよう アンケート報告書ほうこくしよ (障害者団体しょうがいしやだんたい、区全課くぜんか、区障害当事者職員くしょうがいたうじしやしよくいん)

- 参考資料 さんこうしりよう 障害者の権利に関する条約

平成27年度第2回杉並区地域自立支援協議会が出された意見と課題整理

テーマ	キョウギカイ ダ ホウコク イケン カダイ 協議会が出された報告・意見・課題	コンゴ ホウコウセイ カンジカイ ハナ ア ケツカ 今後の方向性(幹事会話し合い結果)
<p>チイキイコウ 地域移行 ソクシンブカイ 促進部会 について</p>	<p>イリョウ レンケイ カイケツ カダイ オオ ヒ ツツ ト ク ジレイ ア ショウガイ カ セリ ・医療との連携について、解決されていない課題も多いため、引き続き取り組んでいく。事例を挙げ3障害でカテゴリー化し、整理しながらすすめていきたい。</p> <p>イリョウ カクホ イリョウキカン レンケイ カダイ ホウモンコンゴ レンケイ ジョゲン エ シク ホンニジヨウキョウシ ・医療スタッフの確保、医療機関との連携が課題である。訪問看護との連携や、PT・OTの助言が得られる仕組み、本人状況を医師に伝え医師からの指示を現場に伝える「つなぎ役」等が必要。</p> <p>ナガ ス カタ コウレイカ モンダイ イリョウテキコウイ ヒツヨウ ショウガクシン カイゴ ホケン チョウセイ タイヘン ・GHに長く住んでいる方の高齢化の問題もある。医療的行為が必要になったり、障害福祉サービスと介護保険との調整が大変になっている。</p> <p>ジュウシン セイカツカイゴ ジギョウ タズサ トク カラダ モンダイ カタ イ カタ オオ カタ キョウ ジュ ⇒重心の生活介護事業に携わっているが、特に身体に問題がない方はかかりつけ医をもっていない方も多い。そのような方が急に受診しようとしても診てもらえないことがある。施設の看護師も医師の指示がなければ対応できない。普段、何かあった時に相談できる医師がいらない。病院の確保が課題。</p> <p>セイシンショウガイ カタ タンシンセイカツ オク カタ オオ シセツ イガイ シテン モ ヒト チイキ ク ⇒精神障害の方だと単身生活を送っている方も多い。施設やGH以外の視点も持ちながら、その人が地域で暮らしていくためにどうしていかか考えていければよい。以前より相談窓口も増えてきているので、一緒に連携しながら探っていけるとよい。在宅という視点も忘れないで議論をしてほしい。</p> <p>チイキ セイカツ ササ ウエ チイキ ショウガイシャ セイシンショウガクヤ カサ プン セイシンショウガイ カタ コウレイ ジブン ハンダン ⇒地域での生活を支える上で、知的障害者と精神障害者で重なる部分がある。精神障害の方も高齢になるにつれて自分で判断できない、医師からの指示が出来なくなる方も増えてくる。そのようなツールとして健康ノートが作成された経緯がある。</p> <p>イン カンゴシ ジュウカンキョウ トウ ジョゲン コシ ガツ ク ソウダン ヨ ⇒医師・看護師だけでなく、PT・OTから住環境のこと等で助言をもらえるとよい。今年の4月から区のPT・OTに相談できるようになり良いサービスだと感じている。</p> <p>チイキ イコウ ソクシンブカイ ナカ トウリヨウ ケイカク ナカ ケンコウメン キニユウ ヒツス ヨ イケン デ ソウダンシエン ブカイ ⇒地域移行促進部会の中でもサービス等利用計画の中に健康面への記入を必須にすれば良いとの意見も出していた。相談支援部会からの話や議論を受けながら今後検討していきたい。</p>	<p>キョウギカイイケン ムズカ ナニ カダイ ・協議会で意見をもらうのはなかなか難しいが、何を課題にしているかを明確にしていた方が意見をもらいやすいのではないかと ・地域の課題という切り口だと意見が出やすいのではないかと ・課題を明確にしてほしい</p>

コシ トウジヤ シエンシヤ テイキ セイカツ オク タイケンダン ハナ
 ・今年も当事者・支援者から地域で生活を送っているうえでの体験談について話していただく。

カリ テイキ ショウガイシヤ ク カンガ テイキ ヒト カカ トオ カンガ イマ トウジヤ シ
 ・「(仮)地域における障害者の暮らしについて考える～地域の人との関わりを通して～」というテーマで考えている。今までも当事者・支
 エンシヤ タイケンダン ハツビョウ フクシ ツカ テイキ セイカツ オク ナイヨウ コシ フクシ
 援者から体験談を発表していただいていたが、福祉サービスを使ってどう地域で生活を送っているかという内容だった。今年は福祉
 ツカ トウジヤ チョウカイ ヤクワリ ニナ ショウテンガイ ヒトヒト コウリュウ テイキ カツドウ ヨウス
 サービスを使いつつも、当事者が町会での役割を担っていたり、商店街の人々との交流をしていることなど、地域で活動している様子
 ホウコク ナイヨウ カンガ
 を報告していただく内容を考えている。

キチョウウエン オコ レイネイジョウ コウホウ チカラ イ ヒツヨウ カンガ
 ・基調講演は行なわないため、例年以上に広報に力を入れていく必要があると考えている。

ショウガイモ ヒト シエンシヤ ササ シテン テイキ ナカ ショウガイシヤ シャカイコウケン シテン
 ⇒障害を持っている人は支援者に支えられているという視点になりがちなので、地域の中で障害者も社会貢献しているという視点
 ハナシ
 からも話してもらえると当事者・家族を含め励みになる。

イマ カソク ク ヒトリ トキ セイカツ コマ トキ ヒト ソウダン カイケツ キ
 ⇒今は家族と暮らしているが、1人になった時、生活をするうえで困った時に、どのような人に相談し、解決しているかを聞いてみたい。

シエンシヤ ホンニン カンケイセイ テイキ カタ ハナシ キ コト カンケイセイ カンテン
 ⇒支援者と本人という関係性からだけでなく、インフォーマルな地域の方から話が聴けると、これまでとは異なる関係性という観点か
 ヒロ
 ら、広がりが出て良いとおもう。

ミンセイイン チョウカイ カタ ヨビ カ テイキ ヒロ オモ
 ⇒民生委員や町会の方にも呼び掛けることで、地域のネットワークを広げることになると思う。

ショウテンガイ カタ テイキ カタ トウダン カタ ミ シゲン ツカ セイカツ ヒト ミ
 ★商店街の方など地域の方で登壇してくれる方が見つかっていない。また、インフォーマルな資源をうまく使い生活してくれる人が見
 ジョウホウ オン
 つかるとよい。情報があれば教えてほしい。

ヒ ツツ ジッコウイン ケントウ ネガ コンカイ キチョウ
 ・引き続き実行委員に検討をお願いするが、今回は基調講
 ウエン シュウホウホウクフウ ヒツヨウ プ
 演がないので周知方法に工夫が必要かもしれない。その部
 プン ア ケントウ ネガ
 分も合わせて検討をお願いする。
 ジカイホンカイ サイ ホウコク
 ・次回本会の際に報告を

トウジヤ タチバ サンカ ナ ジャク コウセイ ク ショクイン タイオウウリョウ サクセイ アツ オオ トウジヤ
 ・当事者の立場で参加。メンバーは20名弱で構成されている。区職員の対応要領を作成したいのことで集められたが、多くの当事者に
 ハツケン オモ トウジヤ オモテ デ ナカ ハナシ ムズカ サベツ ヘンケン ハナシ ジョウアツ
 発言してほしいと思っている。当事者が表に出てこない中でどのように話をしていくかが難しい。差別や偏見の話になると重圧ともな
 る。

ヒ ツツ ジョウホウウシュウ カンガ
 ・引き続きどのように情報収集するかを考えていきたい。

ク ショクイン サベツ タテモノ フベン フツゴウ カン ショウガイシエンタイレンゴウカイ ツウ トウジヤ メイ タイ ト
 ・区職員からの差別・建物についての不便・不都合に関するアンケートを障害者団体連合会を通じて、当事者380名に対して取らせて
 ケツカ カタ サベツ カン コタ
 いただいた。結果25%の方が差別を感じたと答えている。

スク スウジ カン ジカク サベツ オオ スギナミク セイシンカ トコ サベツ
 ⇒25%は少ない数字と感じている。自覚されていない差別も多いのではないかと。杉並区に精神科のベッドが1床もないこれも差別だ
 スギナミク ショクイン サイウンケン テテキ ショウガイシヤ タイ ハイリョウ サベツ
 し、杉並区職員の採用試験において知的障害者に対する配慮がないのも差別ではないか。

コンカイ ク ショクイン タイオウウリョウサクセイ シテン ジッシン イケン タイセツ キロン コンゴ ケントウ
 ★今回は区職員の対応要領作成のためという視点でアンケートを実施した。いただいた意見は大切な議論なため今後検討していき
 たい。

ショウガイ
 障害者福
 クスインレ
 祉推進連
 ンラウ
 絡協議
 ギカゼンリ
 会・権利
 ヨウゴスイ
 擁護推進
 プカイ
 部会から

ソウダシエン
相談支援
ブカイト
部会の取
クホ
り組み報
ウヤカ
告及び活
ツドウ
動につい
て

・37名の大所帯となっている。今回は具体的なアドバイスをもらう機会にしたい。

(Aグループ)事例検討会を2回実施。計画相談が入ることで課題が明確になったケースも多い。本人からの発信を支援者がくみ取りにくい方の支援は難しい。今後も事例を重ねながらアプローチの仕方を検討していく。

(Bグループ)2回実施。医療行為が必要なため使える資源が少ない。在宅でサービスを導入してもナースが定着しにくい等の話が出ている。施設見学や事例を積み重ねながら整理していく。

(Cグループ)2回実施。障害福祉から介護保険への移行時に継続的に支援できる仕組みがある。3回目には移行期の課題を抽出していく予定。

⇒精神・発達障害の方への居宅サービスを担当している。要介護認定を受けた場合、要支援になる人が多い。今は介護予防というかたちでこれまで通りの支援ができる。しかし、介護予防のあり方が検討されており、ボランティア等が入ることになった場合は、本人ができる部分まで行ってしまうことが予想され、継続したサービスが望まれる。

⇒介護保険になると費用負担が生じてしまうため、介護保険に移行したくないと話している人がいた。

(Dグループ)2回実施。広い意味で「就労」を捉え議論している。就労の初期相談から、就労してからの定着支援までを図式化し、その中でだんだんとサービスが少なくなっていくことに気づいた。今後、定着支援をどのような形で進めていくのが良いのか議論する予定。

⇒終了すると福祉サービスが切れ、計画相談も終了になるとの報告があった。地域定着支援を利用して安定的に就職をしてもらい納税してもらう方が、区の負担からしてもメリットが大きく、サービスを抑制する理由はない。

⇒前期の地域移行促進部会で地域定着の対象者をかなり検討した。就労が安定していれば地域定着はいらぬのか、地域定着があるから継続されているか確認する必要がある。

★地域定着の支給については、ケースバイケースで考えている。就労定着支援のところで、ワーキンググループで整理をし、議論を進めていく中で、委員からも意見をいただき反映させていければと思う。前期に地域移行促進部会で検討した内容をガイドラインに掲載したが、かえって枠を決めることに繋がり対象者を狭めてしまっている可能性もあるので引き続き検討が必要と認識している。

・Cグループ:議論が介護保険との違いを知ることによってどう連携していくか主になっている。違いを知ることによってどう連携していくかという話しにもなるのでそれはそれで大切なことではあるが、高齢の障害者に何が必要かという視点を持って議論を進めていってほしい。認知症の方と障害の方が同じ支援でいいのか…といった視点も大切。

・Dグループ:メンバー的に就労の課題や支援について検討を進めていくのに限界がある。広い視野で検討を進めるにはオブザーバーを呼ぶとか別な形で議論をすることを考えないと厳しいか。今後本会で意見をもらう必要あり?

(Eグループ)見学会を1回実施。杉並区の資源を知るために済美特別支援学校を見学した。今後、社会資源の確認と事例を集めてい

く。児童期から成人期までの連続した支援を

⇒学校卒業後、支援が分断されないよう働きかけている。在学中からワークサポートと連携をとり関係機関に繋いだり、学校に様々な機関や卒業生に来てもらって学生から社会へスムーズに移行できるように支援しており、1人1人に移行支援計画を作成している。自立支援協議会とも連携をとって進めていきたい。

・相談支援事業所は報酬単価が低い中で、事業所としての危機感を持っている。事業所内で困っていることや相談を受け止めていく中で、足りない部分については関係者の力を借りながら進めていきたいと考えている。サービス等利用計画の達成率が77, 4%までになっている中、今後はより質が求められる。それぞれの立場から相談支援事業所・計画相談について感じていることを教えてほしい。

→事業所によって差が出てきている。家族や本人の話を聞きながら丁寧に関わってくれる事業所もある。本人抜きで計画を立てたり、モニタリングをしたりする事業所もあると聞いている。協議会の中で、相談支援事業所の総括をしてほしい。どの事業所と契約しても、

平成27年度 地域移行促進部会 活動報告

<第1回部会 平成27年7月28日開催>

○メンバーの変更もあったことから、自立支援協議会及び地域移行促進部会のこれまでの

活動について振り返る。

○今年度の進め方について議論。

・「医療との連携を拡げる」というテーマで再度議論を深めることを確認。

○医療を切り口に意見交換。

・精神の方の場合、退院時服薬への不安があると地域で定着して暮らせない。

・グループホームに訪問看護が入ってほしい。利用者の異変を感じた際に受診した方がよいか電話でもかまわないので相談したいときがある。

・グループホーム 1か所に1訪問看護ステーションといった仕組みがあってもいいので

はないか。

・本人状況を医師に伝え、医師からの指示を現場に伝える「つなぎ役」が必要である。

等様々な意見が出された。出された意見をまとめ第2回の議論につなげることを確認し閉会。

<第2回部会 平成27年11月26日開催>

地域で暮らす上での医療面での課題についてをテーマに議論

・6名の委員の方から、実際の現場での課題等について事例等を交えながら報告してもらう。

○知的障害の方の健康・医療の課題については通院が困難で主治医がいない、高齢化による退行が進んでいるがわかりにくい、施設利用の事前情報だけではわかりにくく支障が出てきてから気付くことがある。

在宅から親子共々限界になり入所、入院となるため、早期からのアプローチが必要。

いくつもの病院を受診してしまう、症状を伝えられない、待ち時間に問題行動等があり対応が難しいという状況も。

今後予想される課題としては、介護保険への移行により現サービスが維持できるのか

や障害福祉サービスとの併用範囲がわかりにくい、緊急に手術が必要だが、意思決定が困難で近親者の医療同意が得られない場合どうするか。高齢知的障害の方の認知症の対応や支援、医療的なケアに対応できるグループホームが不足している。

- 病院から退院し、地域で暮らすためには通院し医療ケアの管理が重要、ケースをきめ細かく観察し具合が悪くなる前に管理できるとよい。なるべく頑張っ通院している場合が多いが往診にするか通院にするかのルールはあるのか。以前と比較し訪問診療や訪問マッサージが充実してきている。メディカルビルにはいろんな科の医療機関があるのでつながりをもつのもよいのではないかと。主治医をみつけづらい場合が多い。
- 重度知的障害の施設。日々の変化をよくみるようにしているが、把握しづらいこと（精神疾患の有無、高齢化による身体の変化、現状等）が多い。医療の必要性を保護者と共通認識しづらい。主治医と話す機会も少なく、うまく現状を伝えられていないことも多い。医療不信があり主治医をもたない場合もある。稀な疾患だと対応上の留意点を十分認識できず、突然骨折したケースもあった。障害特性に合わせた見方ができる身近な主治医が必要である。
- 精神科クリニックに併設されている訪問看護ステーションなので医療との連携はとれている。退院直後の患者には退院前カンファレンスに参加し、訪問日数を増やし手厚く関わっている。服薬管理は特に重要。病識がなく服薬に拒否的なケースには処方回数を減らしてもらい、服薬を目前で確認したり、デポ剤に変更したりして再入院を防いでいる。訪問看護だけでなく、他職種が入ることで本人が安定することも多い。一人で過ごす時間を減らし、通う場を作る、主治医と連携するために受診日の朝、状況を伝えるためにFAXを送信している。精神障害の場合、肥満や関節にも問題が出ている事例もある。
- 事例紹介①高齢化により、立ち上がり不安定、咀嚼・嚥下の機能低下も出てきたケース。訪問マッサージの同意書をもらうのに5か所目の医療機関でやっと書いてもらえた。②誤嚥の危険性あり、ミギサー食での対応が必要となってきた。睡眠15時間以上、拒否も多く対応できる職員に限られている。グループホームに調理師や栄養士がいないため、相談できるところがあるとよい。
- 精神、入退院を繰り返す、地域生活が定着しない場合、服薬管理が重要。入院から地域へ、一環してみる支援者が必要。病院から退院させたい時、どこに連絡すればよいのか窓口が不明確。家庭をまるごと支援する場合、サービスのコーディネーターが不在であり保健センターの保健師がその役割を担うにしても仕組みとして機能していない。

議論

【高齢化・認知症の課題】

- ・知識不足、対応の蓄積が必要、グループホーム職員の人手不足、職員の質が上がる

ない（問題の変化に気付かない、専門性が必要）

- ・GH内の高齢化、いつまで通所できるかわからないケースもある。障害福祉サービスから高齢者サービスへの移行について検討が必要である。
 - ・施設になかなか入れないため、年を重ねてからの入所となることも多い、高齢化に備えた事前の対応が必要。
 - ・65歳に到達し介護保険の認定を受けるが介護保険サービスをなかなか受け入れない。
- ★ 高齢化の問題は相談支援部会の高齢期の部門と重なってもやむを得ないが、今後そちらの議論の進捗を見た上ですり合わせが必要か？

【医療や生活の課題？】

- ・往診か通院か、医療のルールは特にない。
- ・食事のことで専門的技術的な助言を受けられることは少ない。食形態に工夫が必要な場合、調理の手間が大変である。
- ・医療的な考え方と生活上の見方がかけ離れていることもある。
- ・精神障害も知的障害も肥満から糖尿病、失明、透析などに至るケースあり。知的障害の方の場合、学校時代に比べ運動量が少なくなるという生活の変化あり。学校時代と同じ量を食べていると太ってしまう、親の認識を変えることも必要。
- ・医療的なことでは保健師がコーディネートするとよいが、すべてを保健師にお願いするのは無理ではないか。保健師のマンパワーにも限界がある。ケア会議は訪問看護が進めると医療ケアが中心になってしまいがちだが、保健師が進めるとよかった。
- ・就労Bにとって保健師は身近な存在、健診の結果を共有したり予防的なことでもお願いしやすい。
- ・すまいるでは週1回保健師の健康相談あり。
- ・障害者の分かりにくい変化に気付けるようなチェックリストがあるとよい。
- ・医療の不安に対して相談や指導を受けられる場があるとよい⇒区でグループホームネットワーク事業を立ち上げる予定があり、世話人が相談にのってもらえる。

- ★ 6名の委員の方の報告から上記のような議論がなされた。次回の第3回では、本日の議論を整理し、課題を明確化していく予定である。

へいせい 27 ねん どちいき じりつしえんきょうぎかい しんぽじうむ あん
平成 27 年度 地域自立支援協議会 シンポジウム (案)

だい 2 かい じっこう いんかい ほうこく
第 2 回 実行委員会 報告

- 1 目的 : ① 自立支援協議会の役割を広く地域に知ってもらおう
② 杉並の障害者福祉を区民と共に考える
- 2 対象 : 区内在住・在勤の方
(自立支援協議会関係者の紹介等も含み限定しない)
- 3 日程 : 平成 28 年 2 月 18 日 (木) (13:00 ~ 15:00)
- 4 会場 : 中棟 6 階 第 4 会議室
(控室 : 西棟 9 階 A 会議室)
- 5 内容 : 司会 : 未定
 - ① 開会挨拶 (障害者施策課長) (13:00~13:05)
 - ② 杉並区地域自立支援協議会会長挨拶
 - ③ 杉並区地域自立支援協議会の今までの取り組みについて (13:05~13:35)
 - (ア) 自立支援協議会の説明と取り組み (高山会長 : 10分)
 - (イ) 相談支援部会の取り組み (相談支援部会長 : 10分)

(ウ) 地域移行促進部会の取り組み (地域移行促進部会長：10分)

④ パネルディスカッション

・テーマ：地域における障害者の自立生活（暮らし）を考える

コーディネーター：大和田委員

パネリスト

OKさん（高次脳機能障害当事者）

* 障害者雇用で就労中。ハイリハ東京（若い高次脳機能障害者の当

事者会）に参加

FKさん（知的障害当事者）

* 区内のB型作業所通所中。GH入居。東社協の本人部会等に参加

★今回は主に当事者活動、地域の人との関わり等について話をさせていただく

予定。そこから多くの方に自立生活、社会参加について関心をもっといただく。

相談支援部会活動報告

1. 各グループの活動状況

OA グループ（事例検討）

■事例内容：

精神障害。対人関係に課題があり人との距離がうまくとれず、デイケアには通っているが福祉サービスや就労につながる事が難しい事例について検討をした。

■検討で出た意見：

- ・本人への支援だけでなく、家族関係を含めた支援が必要
- ・本人の社会経験が乏しく、自分のニーズがはっきりしていないではないか
- ・サービスにつながっていない人への継続した相談できる場が必要。すまいるにつなげてはどうか
- ・家族との距離が取れる環境で、本人のニーズを明確にしてはどうか

■今後の予定：

次回2月10日開催予定。事例検討及び、今年度のまとめを行う。

OB グループ（重症心身障害児者のネットワーク構築）

■活動内容：

就学前の医療的ケアに対応できる、杉並区立重症心身障害児通所施設わかばの見学を行った。平成27年8月1日 杉並区立の児童発達支援事業として杉並区が設置し、社会福祉法人三育ライフが委託を受け運営している。対象児は、未就学児（0歳～5歳）であり、1日の定員は10名。ただし人工呼吸器を使用している児童は除く。現在5名（1人入院中）の利用がある。送迎に関しては医療行為ができないため、家族が同伴している。（送迎中の医療行為については検討中）

■見学を通して：

わかばが設置されたことで医療的ケアのある子どもたちの福祉サービスの選択肢は増えた。一方で、医療的ケアが必要だが動くことができる子どもや、成長発達と共に動けるようになった子どもについては、利用可能なサービスがない状態であるとの意見が出された。

■今後の方針：

これまでの活動の中で就学中の医療的ケアが必要な子どもが増えているが、卒後の通所先の課題があり、ライフステージに合わせた継続した支援が必要となる事が明らかになった。また、わかばのように医療的ケアが必要な子どもも受け入れをする事業所も出てきているが、そういった事業所でも受け入れが困難な子どもがいることもわかった。来年度は区内の社会資源の情報整理を行うとともに、事例検討、実態調査などで課題の抽出を行っていくことを検討している。

OCグループ（高齢期の課題）

実施日

2015/12/21（月） ※第三回

■ 討議内容

昨年（さくねん）の高齢期（こうれいき）のグループリーダー（まね）を招き、昨年度（さくねんど）の検討内容（けんとうないよう）を確認（かくにん）したり、H27/8のケアマネ協議会（きやうまねぎかい）の研修内容（けんしゅうないよう）やサービス等（とうりようけいかく）利用計画（りようけいかく）から介護保険（かいごほけん）に包含化（ほうがんか）されたケース（すう）や事例（じれい）の内容（ないよう）を共有（きやうゆう）し、高齢期（こうれいき）の課題（かだい）やスムーズな介護保険（かいごほけん）移行（いこう）にむけて必要（ひつよう）な情報（じょうほう）や対応（たいおう）等を討議（とうぎ）。

■ 出された意見

- ・支給量（しきゆうりやう）や費用負担（ひやうふたん）に変化（へんか）があると、介護保険（かいごほけん）への移行（いこう）が難（むずか）しいことがある。不安（ふあん）や拒否感（きよひかん）があるケースには相談員（そうだんいん）が日々（か）の関わり（か）の中で丁寧（ていねい）なフォロー（ひつよう）が必要（ひつよう）。
- ・65歳到達（さいとうたつ）に向け、本人（ほんにん）家族（かぞく）への情報（じょうほう）提供（ていきやう）したりケアマネ（れんけい）と連携（しゆうよう）していくことが重要（じゆうよう）。
- ・安心（あんしん）して年（とし）を重ね（か）生活（せいかつ）できるように、またご本人（ほんにん）がどう生活（せいかつ）していきたいか（い）の意思決定（いしけつてい）を大事（だいじ）にし、ケース（か）や家族（かぞく）が困（こま）らないように支援（しえん）。

■ 今後の予定

特に（とく）予定（よてい）は組（く）んでいないが2月26日（がつ）の相談支援部会（そうだんしえんぶかい）に向け、今年度（こんねんど）の活動内容（かつどうないよう）をまとめ（む）る。

ODグループ（就労の課題）

■ 検討内容：

杉並区（すぎなみく）内（うち）で就労後（しゆうらうご）の定着（ていちゃく）支援（しえん）がどのような形（かたち）で（おこな）われているかについて、区内（く）の就労継続支援（しゆうらうけいぞくしえん）B型（Bがた）、就労移行（しゆうらういこう）、すまいる、の取（と）り組み（くみ）を共有（きやうゆう）し、意見交換（いけんこうかん）を行（おこな）った。

- ・各施設（かくしせつ）が事業所（じぎょうしょ）の持ち出し（もちだし）で無期限（むきげん）にフォロー（フォロー）している
- ・本人（ほんにん）からの相談（そうだん）があれば応（おう）じている施設（しせつ）から、家族（かぞく）の相談（そうだん）にも応（おう）じている施設（しせつ）、他機関（たきかん）との連携（れんけい）を主（しゅ）として支援（しえん）をしている施設（しせつ）とその形（かたち）は様々（さまざま）

■ 検討で出た意見：

- ・今まで（いま）関係（かんけい）のあつた支援者（しえんしゃ）に相談（そうだん）をしたいという人（ひと）が多く、本人（ほんにん）のことを考（かんが）えれば作業所（さぎやうしょ）などこれまで（こゝろ）の支援者（しえんしゃ）が相談（そうだん）に乘（の）れるのが望（のぞ）ましいのではない（ではない）か
- ・一方（いっぽう）で、そのため（ため）に各施設（かくしせつ）が経営（けいぎやう）的な裏付け（うらづけ）がなく支援（しえん）をしている状（じやう）況（きやう）は継続性（けいぞくせい）からみても望（のぞ）ましくない（ではない）か
- ・福祉分野（ふくしぶんや）のみで考（かんが）えるのではなく、広い目（ひろいめ）で見（み）て必要（ひつよう）な支援（しえん）が何か（なに）を考（かんが）えていければ良（よ）いのではない（ではない）か

■ 今後の予定：

次回（じかい）1月18日（がつ）に事例（じれい）を持ち寄（も）り検討（けんとう）する予定（よてい）。

来年度（らいねんど）は「就労後（しゆうらうご）の定着（ていちゃく）支援（しえん）」をテーマ（てま）とし、理解（りかい）を深（ふか）めていくためにグループ外（がい）の人も交（ま）えた勉強（べんきやう）会（かい）等の開催（かいさい）を検討（けんとう）している。

OEグループ（児童の課題）

■事例検討：※会場であるすまいる高井戸と同じ建物にあるワークサポート杉並の見学も行った。

知的障害。中学校進学を機に不登校になり、放課後等デイサービスや移動支援の利用も試み

たが、継続した利用が困難で在宅の状態が続いている事例について検討を行った。

■出た意見：

- ・中学校に進級してから不登校になったため、その理由を探ることが必要
- ・小集団で行う余暇活動には参加できているので、移動支援の利用から進めたらどうか
- ・家族、学校、医療、福祉で本人の特性について共有し、支援の方向を確認することが必要
- ・学校と相談支援事業所との連携については今後の課題

■今後の予定：

平成28年2月に開催予定。

内容：①こども発達センターの見学②事例検討会

2. 今後の予定

2月26日に第2回相談支援部会全体会を開催予定。今年度の活動報告及び、来年度に向けた意見

交換を行う予定。

障害者権利擁護に関するこれまでの経過と今後の予定

【これまでの経過】

- 平成25年6月 ・ 障害者差別解消法成立 施行は平成28年4月1日
- 平成26年1月 ・ 障害者権利条約批准
- 平成26年 ・ 杉並区実行計画で「障害者の権利擁護の推進」を計画化
(障害者権利擁護普及啓発、対応要領作成)
- 平成27年5月 ・ 障害者権利擁護推進に関するパンフレット作成 5,000部
管理職、関係各課・施設、民間障害事業所等に配布
- 26日 職員向け障害者権利擁護推進に関する研修会開催
職員64名、他区3名
- 7月
- 3日 第1回障害者福祉推進連絡協議会開催
 - 23日 第1回障害者権利擁護推進会議(管理職)開催
 - 29日 第1回障害者権利擁護推進部会(外部委員)開催
 - 30日 第1回障害者権利擁護推進会議作業部会(係長級)開催
(権利擁護普及啓発策、対応要領作成のための意見交換)
- 8月 ・ 障害者団体等に対し、権利擁護に関するアンケート調査実施
379名回答
- 9月 ・ 区職員障害当事者及び区各課に対して、アンケート調査実施
当事者24名回答、課は全課
- 11月
- 内閣府(権利擁護に関する国の所管官庁) 職員向け対応要領確定
 - 厚生労働省 職員向け対応要領案公表
 - 厚生労働省 福祉事業所向け対応指針(ガイドライン)の確定

く ないしょうがいしゃじぎょうしょむ しゅうち
ガイドラインを区内障害者事業所向けに周知

こうせいろうどうしょうたいおうようりょう およ かくしゅ けつかとう さんこう
・厚生労働省対応要領、ガイドライン及び各種アンケート結果等を参考に

すぎなみくしゅくいんむ たいおうようりょうそあん
杉並区職員向け対応要領素案の作成

か か ふ え す た しょうがいしゃけんりようごふきゅうけいはつかつどう
・7日、8日 すぎなみフェスタで障害者権利擁護普及啓発活動

にち だい かいしょうがいしゃけんりようごすいしんかいぎさぎょうぶかい かりちようきゅう かいさい
・16日 第2回障害者権利擁護推進会議作業部会（係長級）開催

しゅくいんむ しょうがいしゃたいおうようりょうた た だい せつめい いけんこうかん
（職員向け障害者対応要領叩き台の説明、意見交換）

にち とうきょうと しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん せつめいかい しゅつせき
・27日 東京都 障害者差別解消法に関する説明会 出席

がつ 12月 12日 6日 ふれあいフェスタ けんりようご かん こうえんかい かいさい 150人
・6日 ふれあいフェスタ 権利擁護に関する講演会の開催 150人

にち だい かいしょうがいしゃけんりようごすいしんかいぎ かんりしゅく かいさい
・11日 第2回障害者権利擁護推進会議（管理職）開催

がつ 12月 15日 だい かいしょうがいしゃふくしすいしんれんらくきょうぎかいかいさい
・15日 第2回障害者福祉推進連絡協議会開催

けんりようごふきゅうけいはつかつ たいおうようりょうそあん せつめい
（権利擁護普及啓発策、対応要領素案の説明）

ざいせいかう ねんどよさん きょうぎ 20日頃まで
・財政課等と28年度予算の協議 20日頃まで

たいおうようりょうそあん しゅうせい
・対応要領素案の修正

こんご よてい
【今後の予定】

へいせい ねん がつ 1月 1月 しょうがいしゃけんりようごすいしんかいぎさぎょうぶかい かりちようきゅう しょうがいしゃけんりようごすいしん
平成28年 1月 1月 障害者権利擁護推進会議作業部会（係長級）、障害者権利擁護推進

かいぎ かんりしゅく しょうがいしゃけんりようごすいしんぶかい がいぶいいん たいおうようりょうあんせつめい
会議（管理職）、障害者権利擁護推進部会（外部委員）に、対応要領案説明

がつ 2月 2月 たいおうようりょうあんさいしゅうちようせい かくてい
2月 対応要領案最終調整、確定

がつ 3月 3月 しょうがいしゃふくしすいしんれんらくきょうぎかい ほうこく しょうがいしゃせいかつしえん とう こうひよう
3月 障害者福祉推進連絡協議会に報告、障害者生活支援サイト等で公表

サービス等利用計画作成の進捗状況等について

1 サービス等利用計画の作成状況等について

(1) 平成27年9月末現在

障害福祉サービス受給者数	2,673名
サービス等利用計画作成済件数	2,070件(全体の約77.4%) (上記のうちセルフプラン2件・代替プラン0件)
障害児通所支援受給者数	1,191名
児童支援利用計画作成済件数	910件(全体の約76.4%)

(2) 平成27年10月1日現在の区内特定・障害児相談支援事業所指定状況

指定特定相談支援事業所	31所
指定障害児相談支援事業所	17所

2 サービス等利用計画作成に向けた今後の取組について

(1) 計画未作成者に対する特定相談支援事業所への引き継ぎ(地域ネットワーク

すいしんかかり
ーク推進係)

(2) 相談支援従事者初任者研修、相談支援事業所立ち上げ支援研修、サ

サービス等計画作成研修会の実施

(3) 介護保険対象者のケアプランへの包含に向けた研修の実施(介護保険

ケアマネ協議会との連携)

障害者虐待防止に関する区の取組状況について

1 平成27年度における障害者虐待の通報等の状況（平成27年4月1日～9月30日）

通報等の件数 20件 ※数字は相談・通報・届出の総数							
通報者内訳 (複数通報あり)	本人 6	家族 3	近隣 0	相談支援専門員 3	関係機関 9	知人 0	その他 0
虐待の種別 (複数通報あり)	養護者 13		障害者福祉従事者等 4		使用者 1	その他 2	
虐待の種類 (重複あり)	身体的 7	性的 0	心理的 12	放棄・放任 6	経済的 6		
障害別 (重複あり)	身体 4	知的 13	精神 7	高次脳 0	発達 1	その他 1(高齢者)	

2 上記通報等への対応状況

養護者による虐待 13件 対応の内訳			
○事実確認調査実施	13件	・虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した	6
・訪問調査実施	4件	・虐待ではないと判断した	2
・関係機関の情報収集のみ	9件	・虐待の判断に至らず	5
○養護者との分離	有 7件	・グループホーム入居	2
		・障害者支援施設入所	1
		・短期入所利用（一時的な分離）	4
○分離以外の対応内容		・養護者に対する助言、指導	2
		・サービス内容（計画）の見直し	5
		・関係機関による見守り等	5
		・その他	1
福祉施設従事者等による虐待 4件 対応の内訳			
○事実確認調査実施	3件（複数通報あり実質2件）	・虐待の判断に至らず	2
・訪問調査	2件（実質1件）	サービス内容（計画）の見直しや関係	機関の見守り等を実施、経過観察中
・関係機関からの情報収集	1件		
・対象確定できず調査不可	1件		
使用者による虐待 1件			
○被虐待者が匿名のため対応不可（聞き取りのみ）	1件		
その他 2件			
○被虐待者が匿名のため対応不可（聞き取り、相談のみ）	1件		
○高齢者虐待で対応	1件		

3 具体例及び課題等

(1) 今年度の通報等の具体例

- ・サービス利用がなく、本人の体調不良から病院搬送され、病院からの通報で介入した事例(1件)
- ・サービス利用はあるが、行動障害が激しく、居宅における養護者の対応が困難な事例(2件)
- ・今年度以前から繰り返し通報や届出がある事例、支援継続中の事例(8件)
- ・他区で支給決定しているが支援機関が区内にある方の通報等(2件)

(2) 関係機関の見守り、支援のネットワーク構築

- ・計画相談が進んだことで支援のネットワーク構築が進み、虐待の未然防止や見守りが可能になってきている。
- ・サービス利用がなく見守りが必要な場合には「虐待防止見守り事業」を活用している。

(3) 通報義務の徹底

- ・本人からの訴えや虐待の疑いを把握していたサービス提供事業所から速やかな通報がない事例もあり、早期発見、未然防止の重要性や通報義務の徹底を周知する必要がある。

平成26年度 杉並区の優先調達実績について

1 平成26年度調達目標の達成について

「杉並区障害者就労施設等からの物品調達方針」に基づく調達目標

「予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。」

<調達額>

平成25年度 62,642,406円（平成24年度比 109.3%増）

平成26年度 82,100,530円（平成25年度比 131.1%増）

<発注状況及び調達実績数>

平成25年度 24課 94件（平成24年度比 128.8%増）（区内50件 区外44件）

平成26年度 31課 138件（平成25年度比 146.8%増）（区内62件 区外76件）

2 平成26年度の目標推進に向けた取組状況

① 各種調査

○庁内の各課に向けて調達の実績（平成25年度）調査

○庁内の各課に向けて調達予定（平成27年度）調査

○区内障害者就労施設に向けて受注可能物品等の調査

○区内障害者就労施設に毎月「杉並区からの発注について」調査

② 情報提供

○全庁に区内障害者就労施設の発注可能物品等の情報リストの提供

③ 「26年度実績向上に向けた取り組み」に基づき、各課に働きかけた。

○拡大が見込まれた品目についての働きかけ

防災用品⇒児童青少年課へ防災用品を扱っている作業所のカタログを持って説明に行き、納入に結び付いた。

パン・焼き菓子⇒保育課へ、パンの購入について働きかけた。しかし、アレルギー対応のパンの製造について施設の設備等では難しいことや、現在納入しているパン屋との関係から導入は難しいことが判明した。

クリーニング⇒クリーニングを実施している作業所と受注について、調整を行ったが現状では集配等を含め規模の拡大が見込めないことが判明した。

○保健福祉部の契約実績をもとに、関係課へ働きかけを行った。また、他課からの問い合わせに対しても作業所へ情報提供するとともに、調整を図った。

高齢者在宅支援課 選挙管理委員会 等

④ その他の取組

○町会・自治会へもパンフレットの配布や説明などの働きかけを行った。

○区内の公的機関へ協力依頼を行った。

重症心身障害児通所施設の開設及び選定について

1 重症心身障害児児童発達支援事業所

平成26年度第3回杉並区障害者福祉推進連絡協議会で報告いたしました、旧若杉小学校跡地の重症心身障害児児童発達支援事業所につきまして、平成27年10月1日、「わかば」の名称で、杉並区の運営委託方式にて開設しました。

運営委託事業内容及び事業者

- 施設名称 杉並区立重症心身障害児児童発達支援事業所（わかば）
- 開設場所 杉並区天沼3丁目15番20号（旧若杉小学校跡地）
（保育室若杉併設）
- 定員 日々10名（未就学児）
- 開所日時 月～金 午前8時30分～午後5時15分
- 事業者
 - ・社会福祉法人 三育ライフ
- 登録人員 5人（12月1日現在）

2 重症心身障害児対応放課後等デイサービス事業所

区の補助制度を活用し、医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所する放課後等デイサービス事業所を開設する事業者の公募を行い、以下の事業者が選定されました。なお、運営は民営方式にて行います。

選定法人の概要

- 法人名 一般社団法人くるみの会
- 代表者 代表理事 本橋 和哉
- 所在地 杉並区上高井戸3-11-8
- 主な事業 放課後等デイサービス事業所（区内2所）

計画概要

- 予定地 杉並区上高井戸3-11-9中央コーポ2F
- 事業内容 重症心身障害児を主な利用者とする放課後等デイサービス
日々定員5人（就学児）
- 建物構造 鉄鋼造2階建
- 開設予定 平成28年1月

○第3期障害福祉計画に係る見込量と実績数値について(平成24～平成26年度)

(1)障害福祉サービス

サービス名	計画(見込み量)			実績数値		
	24年度	25年度	26年度	平成25年	平成26年	平成27年
				3月	3月	3月
○訪問系サービス						
居宅介護(身体介護)	281人 3,855時間	292人 4,125時間	304人 4,414時間	234人 3,182時間	254人 3,508時間	272人 3,990時間
居宅介護(家事援助)	217人 1,872時間	226人 2,003時間	235人 2,143時間	186人 1,475時間	203人 1,485時間	220人 1,580時間
重度訪問介護	39人 9,793時間	41人 10,295時間	43人 10,797時間	37人 12,597時間	38人 11,062時間	41人 14,470時間
行動援護	9人 309時間	10人 340時間	11人 374時間	10人 407時間	11人 419時間	13人 443時間
同行援護	167人 3,264時間	172人 3,427時間	177人 3,599時間	98人 2,079時間	102人 2,068時間	111人 2,249時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
訪問系サービス 計	713人 19,093時間	741人 20,190時間	770人 21,327時間	565人 19,740時間	608人 18,542時間	657人 22,732時間
○日中活動サービス						
生活介護	635人 12,002人日分	655人 12,380人日分	670人 12,587人日分	660人 12,690人日分	677人 12,899人日分	686人 14,112人日分
自立訓練(機能訓練)	3人 51人日分	4人 68人日分	5人 85人日分	3人 34人日分	2人 15人日分	2人 34人日分
自立訓練(生活訓練)	13人 337人日分	14人 356人日分	14人 356人日分	24人 343人日分	25人 343人日分	28人 459人日分
就労移行支援	81人 1,453人日分	87人 1,559人日分	94人 1,682人日分	92人 1,557人日分	77人 1,211人日分	97人 1,430人日分
就労継続支援(A型)	9人 159人日分	15人 266人日分	20人 354人日分	13人 189人日分	17人 297人日分	19人 320人日分
就労継続支援(B型)	754人 10,657人日分	777人 10,997人日分	795人 11,236人日分	788人 10,785人日分	780人 10,963人日分	823人 12,601人日分
療養介護	36人	36人	36人	37人	37人	39人
通所系サービス計(利用者数)	1,531人	1,588人	1,634人	1,617人	1,615人	1,694人
短期入所	155人 682人日分	160人 734人日分	165人 786人日分	150人 694人日分	149人 689人日分	154人 653人日分
○居住系サービス						
共同生活援助(グループホーム)	52人	52人	52人	51人	62人	290人
共同生活介護(ケアホーム)	172人	192人	223人	173人	189人	
入所施設支援	288人	286人	284人	302人	293人	292人
○計画相談						
計画相談支援	72人	199人	430人	98人	343人	527人
地域移行支援	15人	28人	29人	11人	4人	2人
地域定着支援	5人	10人	10人	0人	0人	9人

(2) 地域生活支援事業

サービス名	(単位)	第3期障害福祉計画			実績数値		
		平成	平成	平成	平成25年	平成26年	平成27年
		24年度	25年度	26年度	3月	3月	3月
(1)相談支援事業							
①障害者相談支援事業所	(設置数)	7ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	7ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
②基幹相談支援センター	(設置数)	—	1ヶ所	1ヶ所	—	0ヶ所	0ヶ所
③相談支援機能強化事業	(実施の有無)	有	有	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	(実施の有無)	有	有	有	有	有	有
(2)成年後見制度利用支援事業	(実施の有無)	有	有	有	有	有	有
(3)コミュニケーション支援							
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回	61回	96回	85回
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回	9回	3回	13回
(4)日常生活用具給付							
①介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	31件	27件	27件	21
②自立生活支援用具	(年間件数)	72件	72件	73件	90件	69件	67
③在宅療養等支援用具	(年間件数)	57件	59件	61件	81件	54件	67
④情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	120件	122件	124件	129件	87件	68
⑤排泄管理支援用具	(年間件数)	5,962件	5,966件	5,970件	6,449件	6,746件	6,431
⑥住宅改修費	(年間件数)	27件	28件	29件	35件	22件	12件
(5)移動支援事業	(月間利用者数)	572人	592人	615人	590人	641人	652人
	(月間利用時間)	10,582時間	11,129時間	11,746時間	11,015時間	11,515時間	11,751時間
(6)地域活動支援センター	(月間利用者数)	90人	95人	185人	97人	81人	98人
	(施設数)	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
(7)盲人ホーム	(月間利用者数)	11人	11人	11人	11人	11人	10人
(8)訪問入浴サービス	(月間利用者数)	80人	81人	82人	64人	63人	42人
	(月間利用回数)	240回	243回	246回	201回	195回	183回
(9)日中一時支援事業	(月間利用者数)	80人	85人	90人	33人	40人	76人
	(月間利用日数)	83日分	88日分	93日分	39.8日分	45日分	64日分
(10)生活サポート	(月間利用者数)	3人	3人	3人	0人	0人	0人
	(月間利用時間)	30時間	30時間	30時間	0時間	0時間	0時間
(11)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付							
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	—	—	—	—	—	—
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	—	—	—	—	—	—
(12)生活支援事業							
①日常生活に関する講座	(年間件数)	25件	25件	25件	24件	26件	23件
②本人活動の交流会等	(年間件数)	60件	60件	60件	62件	126件	123件
(13)社会参加促進事業							
①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	150件	150件	150件	152件	103件	129件
②自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	5人	3人	9人
③自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	3人	4人	2人

※ 日帰りショートの日間利用日数は、日数換算した数値を示しています。

(3) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	実績	計画数値			実績		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域移行者数	7人	12人	12人	15人	11人	4人	8人
累計	—	(12人)	(24人)	(39人)	(11人)	(15人)	(23人)
施設入所者数 [※]	294人	288人	286人	284人	302人	293人	292人
都外施設入所者数	139人	131人	129人	128人	139人	143人	132人
構成比	47.3%	45.5%	45.1%	45.1%	46.0%	48.8%	45.2%

※施設入所者数には、通勤寮の利用者数を含みません。

※平成24年度以降の施設入所者数には、「継続入所者」を含みません。

継続入所者：整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引続き入所している者

入所施設からの地域移行者数を平成24年度から平成26年度までの累計で39人とし、計画期間では平成24・25年度各12人、平成26年度15人を地域移行者数の目標とします。

また、施設入所者数は、平成26年度末で、284人とし、都外施設入所を平成26年度末で128人(構成比44.9%)を目標とします。

(4) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

	実績	計画数値			実績		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神障害者の地域移行者数	5人	3人	4人	4人	2人	3人	3人
累計	—	(3人)	(7人)	(11人)	(2人)	(5人)	(8人)

入院中の精神障害者の地域移行者数は、平成24年度を3名、平成25・26年度各4名を目標とします。病院との協力体制を強化し、平成26年度までの累計11人を目指します。

(5) 福祉施設からの一般就労者数

	実績	計画数値			実績		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就職者数	24人	50人	50人	50人	30人	29人	20人
累計	—	(50人)	(100人)	(150人)	(30人)	(59人)	(79人)

※平成24年度より、障害者雇用支援事業団は就労移行支援事業へ移行したため、福祉施設として含みます。

平成 28 年 1 月 12 日

しょうがいしゃ けんりようご さべつかいしょう かん
障害者の権利擁護、差別解消に関するアンケート報告

(障害者団体等)

- 期間 平成 27 年 8 月 27 日～平成 27 年 9 月 24 日
- 対象 障害者団体連合会等の協力を受けて実施
- 回収数 380 件
- 有効回収数 379 件

◎ 質問項目

問 1 これまで区の職員の対応で、いやな思いや、差別されていると感じたことはありますか。(1つ回答)

- | | | |
|--------------------|-------|-------|
| 1 : ある | 93 名 | 24.5% |
| 2 : ない | 185 名 | 48.9% |
| 3 : どちらも特に感じたことはない | 101 名 | 26.6% |
| ○ 差別を感じたことがある方等は、 | | 約 25% |
| ない、どちらも特に感じたことはない | | 約 75% |
- 4 分の 1 の方が、差別を感じたと回答しています。

問 2 職員の対応で、差別を感じた方の具体例 (抜粋)

- 聴覚障害者のコミュニケーション支援の観点からも、現状 1 日しかない区役所の手話通訳者の勤務日を増やしてほしい。毎週水曜日にしか区に相談や申請に行けません。
- 聴覚障害者とあらかじめ伝えているのに、筆談でなく口頭で回答したり、口頭で名前を呼ばれて、暫く自分のこととは気付かなかった。
- 視覚障害者とあらかじめ伝えているのに、署名を求めたり、何の声掛けもせず席を立たれ、気配がなくなり困惑した。視覚障害者には必ず声掛けをしてほしい。
- 視覚障害者に対する職員の誘導はありがたいが、誘導の仕方が不安です。アイマスク体験 (視覚障害者疑似体験) を職員研修で実施してほしい。
- 区に書類提出時、重度の知的障害者と説明しているにもかかわらず、委任状が必要だとか、代筆では受け付けられないと言われ、困惑した。
- 職員が自宅に来訪時、子ども自身精神障害とは認めていないのに、精神障害者へのサービス提供の話をされ、息子が怒り出し、大変だった。事情は分かるが、本人が障害を認めていないケースがあるということを配慮して対応してほしい。

- 精神障がい者は服薬が多く、すぐに理解できない、すぐに反応できないことが多々あります。メモを書くとか、コミュニケーションに配慮してほしい。
- 専門家である職員(保健師)でも、精神障がい者の障害特性を理解していない者がいる。努力してほしい。
- 源泉徴収票等の情報を提出したが、サービス提供とは直接関係のないプライベートの話がされた。個人情報の管理がどうなっているのか心配である。
- 窓口で、面倒くさそうな態度を取られたり、友達と相対しているような言い回しをされた。また、障害者に対して威圧的で、馬鹿にした対応をとる職員がいる。
- 職員の勉強不足、知識不足、情報不足、職員間の情報共有化ができていないこと等により、たらい回しにされたり、間違った情報を提供され、手当やサービスを一定期間受けることが出来なかった。
- 職員間での障害者に対する知識に格差がある。従事年数や経験に違いがあるのはわかるが、職員の対応により障害者が受けるサービスに差がつかないようにしてほしい。
- 障害者とわかっているのに、障害者手帳を見せろと言われた。
- 相談窓口で、大声で脅されているような言動、対応を取られた。
- 障害者に対して、たびたび偏見のある対応を取ったり、言葉遣いがあり、いやな思いをさせられます。
- 防災訓練などで、障害者が無視されている感覚がある。
- こどもの健康診断で対象年齢に達していないため医療機関での受診と言われたが、金額の話をしたらしぶしぶ受けてもらった。基準はどうなっているのか。
- 事務的な対応だけでなく、温かい対応をしてほしい。

問3 これまで区の職員の対応で、よかったとか、障害者への配慮がされていると感じたことはありますか。(1つ回答)

- | | | |
|-------------------------|------|-------|
| 1 : ある | 121名 | 31.9% |
| 2 : ない | 60名 | 15.8% |
| 3 : どちらも特に感じたことはない | 198名 | 52.3% |
| ○ 配慮がされていると感じたことがある方等は、 | | 約32% |
| ない、どちらも特に感じたことはない | | 約68% |
- 3分の1の方が、配慮を感じたと回答しています。

問4 職員の対応で、配慮を感じた方の具体例(抜粋)

- 週1回ですが、区役所に手話通訳者がいることは評価します。
- 全般的に職員の対応が迅速、親切、丁寧、良好に感じます。また、色々な面で

配慮していただいています。例えば、手続き等に関しておおよその時間を教えてもらっています。障害者の中には待つことに苦手の方もいますので、助かっています。

- 職員にもよりますが、筆談対応を進んで行ってきてくれてありがたい。
- トイレで失敗した時、職員が嫌な顔一つせず親切に対応してくれた。
- 誤って、違う部署に行ってしまった時、職員がわざわざ担当部署を確認し、案内してもらった。
- 申請書類記入時に、書き方を迷った時、職員が具体例をあげて書き方を示してくれた。
- 区の主要施設には、車いすが設置されていて配慮を感じます。
- 区役所ロビーの喫茶コーナーの従事者（障害者）が一所懸命働いていて気持ちがいい。就労場所を提供するなど区にも配慮を感じます。
- 車いす来庁者に対して、同じ目線で対応してもらっていて、配慮を感じます。
- 障害者向け等の説明会には、手話通訳者や要約筆記者が配置されていて、参加しやすいし、配慮を感じます。

問5 これまで区の施設や建物において、障害者への配慮がされていて、使いやすいと感じたことはありますか。（1つ回答）

- | | | |
|-------------------------|------|-------|
| 1：ある | 62名 | 16.4% |
| 2：ない | 60名 | 15.8% |
| 3：どちらも特に感じたことはない | 257名 | 67.8% |
| ○ 配慮がされていると感じたことがある方等は、 | | 約16% |
| ない、どちらも特に感じたことはない | | 約84% |
- 6分の1強の方が、配慮を感じたと回答しています。

問6 区の施設等で配慮を感じた方の具体例（抜粋）

- 障害者が特に利用する区の施設は、スロープ、点字ブロックやエレベーターがあり、バリアフリー化されていて配慮を感じています。
- 聴覚障害者にとって、防災無線などが聞こえないので防災メール制度には安心感があります。
- 区の施設には、概ね障害者用の駐車スペースが設置されています。また区民プールの駐車場利用の割引制度があるなど配慮を感じます。
- 区役所は入口の文字や矢印、ドア等の表示が大きくて分かりやすく配慮を感じます。
- 区の施設には、概ね車いすでも利用できる障害者用トイレが設置されていて、外出するのに安心感があります。

- セシオンすぎなみのホールの後方には家族用の観覧室が設置されていて、気兼ねなく音楽や観劇等を楽しむことができます。
- 区役所の1階に案内人が配置されていて、またすぐに声をかけてくれるなど、配慮を感じます。
- 障害者団体の会合後、会員の情報交換の場の確保を保健センターに配慮してもらっている。
- 区施設トイレの洗面台やカウンターに傘や杖を掛ける器具があるなど、ちょっとした配慮を感じます。
- 区役所に相談に行った時、相談場所は分かりやすい所に設置されているが、目立たないように工夫されているなどプライバシー保護に配慮を感じます。
- 区営プールに障害者用の更衣室が整備されるなど障害者に配慮した取り組みと感じました。
- 区の施設の一部だが、トイレに大人も使えるユニバーサルシート（壁面設置の折りたたみ式シート）が設置されていて、下着やおむつの着替えなど助かっています。

問7 区の施設等で配慮が必要と感じた具体例（抜粋）

- 区役所東棟1階トイレの通路が狭い。また暗い。
- 区役所内の事務室やトイレの表示が分かりにくい。
- 区役所の1階トイレ、2階の地域ネットワーク推進係は分かりづらい。表示を工夫してほしい。
- 区役所のトイレは、洋式トイレが少なく、障害者には利用しづらい。改善してほしい。
- 車いす使用者だが、区役所のエレベーターが狭いと感じる。
- 障害者施策課が1階と2階と別れていて利用しづらい。またそれぞれの係の役割分担が分かりづらい。
- エレベーター、段差、トイレの男女別の近くに視覚障害者のための案内放送があるとありがたい。
- 場所の案内等に、知的障害者も理解しやすいよう、もう少し具体的なシンボルマーク等を使用してほしい。また、ヘルプマークへの理解・認知度が低いと思う。周知してほしい。
- 聴覚障害のため、待ち時間が不明だと、いつ自分の順番が回ってくるのか、常に窓口を確認しなければならない。何らかの表示機能があるといいのでは。
- 障害者福祉会館や障害者交流館と同様に、聴覚障害者に対して災害を知らせる「フラッシュライト」を設置してほしい。

参考

- 聴覚障害者のために、災害時など緊急事態対応としてエレベーターにインターホンだけでなく、カメラによる映像画面を設置してほしい。
- 済美養護学校や四宮小の特別支援学級の過密化は非常に厳しい状況と考えます。他校に特別支援学級を作るなど、解消してほしい。
- 区立の体育施設などは大宮前体育館のように、障害者が使いやすいように配慮をお願いしたい。
- 区の温水プールで男女更衣室内に各障害者用の更衣室設置はありがたいが、母親と息子で利用する場合の対応策を考えてほしい。
- 区営プールで障害者用の更衣室が身体障害者用になっている。人の声やワサワサ感が苦手な発達障害者用に更衣室を設置してほしい。また、障害者用更衣室が男女であってもカーテンで仕切られているだけであり、付き添いが異性の場合の対応が困難。このような場合に対応するための更衣室を増やしてほしい。
- 障害者福祉会館のネーミングが差別を助長していると思う。当事者にはつらいので、他の名称を考えてほしい。
- 児童館のトイレがバリアフリー対応となっていないため、身体障害児には非常に使いづらい。改善してほしい。
- 書類やパンフレット等に、難しい用語、専門用語、法律用語、行政特有の用語が多く、知的障害者には理解しにくい。できれば平易な言葉でお願いしたい。
- 産業商工会館にはエレベーターがなく、使用しづらい。

平成 28 年 1 月 12 日

しょうがいしゃ けんりようご さべつかいしょう かん
障害者の権利擁護、差別解消に関するアンケート報告

(杉並区役所各課)

- 期間 平成 27 年 9 月 17 日～平成 27 年 10 月 9 日
- 対象 杉並区役所各課
- 回収数 63 課 (全課)

◎ 質問項目

問 1 課名確認

問 2 障害者に対する窓口等での設備面における特別な配慮について

- 車椅子でも入庁・入室しやすいようスロープの設置 (本庁等)
- ローカウンター及び椅子の設置 (本庁等)
- エレベーターのボタンや階段の手すりに点字を表示 (本庁等)
- 多目的トイレの設置 (本庁等)
- 音声誘導装置設置 (本庁等)
- 点字ブロック設置 (本庁等)
- 歩行誘導マット設置 (地域課)
- 駐車場障害者用スペース確保 (本庁等)
- 窓口に筆談用メモ、筆談ボード設置 (本庁等)
- 窓口に拡大鏡や拡大聴器の設置 (本庁等)
- ローカウンターに仕切り板設置 (本庁等)
- 貸出用車いすの設置 (本庁等)
- 利用者の障害児枠を設けている。(保育園等)
- 投票所にコミュニケーションボード、文鎮、ルーペ、点字器を用意している。
- 本会議場に車椅子専用傍聴席設置

問 3 障害者に対応等の特別な配慮について

- 説明会、懇談会、議会など本人の申し出等必要に応じて手話通訳者、要約筆記者、点字資料を用意する場合がある。(本庁等)
- カウンター外での対応や車椅子利用者への同じ目線での対応など障害者の状況に応じた対応を行っている。(本庁等)
- 必要に応じて筆談対応やソファーに腰掛けての対応を行っている。(本庁等)

- 理解しづらい方には、わかりやすく、ゆっくり、丁寧なコミュニケーションを心掛けている。(本庁等)
- 希望があれば、プライバシーに配慮しながら代読、代筆を行っている。(本庁等)
- 月に数回手話通訳者の派遣がある。(本庁等)

問4 障害者に対する通知文（お知らせ等）における特別な配慮

- 文字等の色や文字サイズ等に配慮している。(本庁等)
- 施設の催物にユニバーサルデザインフォント（できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン”を基本コンセプトとしたデザインの事で、人が生活する上で「使いやすさ、見やすさ」といった細かい部分にも配慮・工夫をしたデザイン）を使った作成している。
- 視覚障害者宛に点字シールを添付している。(本庁等)
- 成人式について、特別な事情がある場合に相談できる旨を記載している。(本庁等)
- 免疫機能不全障害者の通知について、プライバシーに配慮している。

問5 障害者に対するパンフレットやチラシ等における特別な配慮

- 広報、くらしの便利帳は音声版・点字版を用意している。
- 区公式ホームページは、音声読上げ、文字拡大、色の反転可能なソフト搭載
- 広報番組は、手話通訳版・日本語字幕版を制作している。
- 災害時、障害者等要配慮者にも配慮した震災救援所運営管理標準マニュアルを作成し、各震災救援所のマニュアルに反映させるよう依頼。
- パンフレット作成時には、文字を大きく、色彩のバランスを考慮している。(本庁等)
- 障害者のてびきの音声版(テープ版)、点字版を作成した。
- 視覚障害者を対象とした事業には、点字版を作成している。
- 知的障害者等を対象とした募集などには、分かりやすい表現に努めている。
- 手話通訳者、要約筆記者の派遣事業募集パンフレットには、ルビを振っている。
- 高齢者のしおりの音声版(テープ版)、点字版を作成した。
- 緑色がよく見えない方がいるので、緑色の文字使用は極力避けている。
- 介護保険制度や保険料の案内に、点字パンフレットやテープ版を作成している。
- 点字用の母子手帳を作成している。
- 福祉事務所窓口に点字資料を用意している。
- 弱視の方に配慮するため、薄い色紙を使用するようにしている。
- 選挙公報に点字・音声版を、氏名用一覧に点字版を用意している。
- 区議会だよりには音声版と点字版を、ホームページに音声版を用意している。

問6 障害者から配慮の要請があり、対応した又は対応を検討している事項

- 研修時、聴覚障害者受講時、要約筆記者を準備している。
- 広報番組で、区民のアンケートに基づき、字幕版と手話版を用意している。
- 震災救援所訓練の障害者団体からの要請を受け、参加できるよう対応した。
- 講座に参加された視覚障害者から資料の点訳依頼があり配慮したり、障害者の参加により特別スペースを確保している。
- 手話通訳者や要約筆記の依頼があった場合に関係部局に協力を求めたり、を紹介したりしている。また、駐車スペースはないが、申し出のあった場合確保に努めている。
- 期日前投票所となる施設の入口でスロープの改善要望があり、可能な範囲で改修を行った。
- 視覚障害者歩行誘導マットを導入し、点字ブロックを補修した。
- 来庁された車いす利用者の方に配慮し、2階まで来てもらうのではなく、1階で対応した。
- 聴覚障害者の申し出により、筆談での対応を行っている（本庁等）
- 車椅子での来場者に対して駐車スペースを確保している。
- 大田黒公園で車いす対応可能に改修した。
- 障害のある児童・生徒に通常学級支援員等での対応を行っている。
- エレベーターのない学校に通学した障害児のために階段昇降機を準備したことがある。
- L G B Tの方々等から選挙時の対応要望があり対応を検討中である。

問7 障害者から配慮の要請はあるが、対応が難しいと考えている事項

- エレベーターやスロープ等の設置について障害者に配慮したいが、物理的に厳しい所がある。（本庁等）
- 書類等の音声版で読み上げ機器が不足していて対応できないことがある。

問8 障害者が参加する会議体があり、配慮している事項

- 審議会等に委員として障害者が参加しているが、座席位置などに配慮している。（本庁等）
- 式典等に手話通訳者や要約筆記者を用意し、また点字版資料を作成している。（本庁等）
- 窓口従事者による誘導や臨時案内板の設置に配慮している。（本庁等）

平成28年1月12日

しょうがいしゃ けんりようご さべつかいしょう かん
障害者の権利擁護、差別解消に関するアンケート報告

(庁内障害当事者職員)

- 期間 平成27年9月17日～平成27年10月9日
- 対象 庁内の障害当事者の職員に対し実施（回答提出は任意）
- 回収数 24件
- 有効回収数 24件

◎ 質問項目

問1 あなたの障害種別(主な障害)についてお聞きします。

① 身体（肢体）	2人	8.3%
② 知的	9人	37.5%
③ 精神	12人	50.0%
④ 内部障害・難病	1人	4.2%

上記職員には、非常勤職員の方も含まれています。

問2 あなたの年代についてお聞きします。

① 18～30歳	5人	20.9%
② 31～40歳	8人	33.3%
③ 41～50歳	9人	37.5%
④ 51歳～60歳	2人	8.3%
⑤ 60歳以上	0人	

問3 あなたの職層についてお聞きします

① 管理職	0人	0%
② 係長・主査	1人	4.2%
③ 一般職員	2人	8.3%
④ 非常勤職員	21人	87.5%

問4 職務を遂行する上で、障害のある職員に対し、区や職員から勤務内容について配慮があると感じていますか。感じている場合は、配慮の内容について記載（抜粋）

配慮を感じる。 17人 70.8%

- その状況に応じて仕事や対面する人を考えてくれている。
- 自己のスキルに応じた仕事配分をしてもらっており、また、仕事の指示が丁寧
- 具体的な指示や説明があり、身体の調子など状況に応じての声かけがある。
- 機器の使用マニュアルや他課の業務マニュアルを作ってもらっている。
- 困難な作業は除外してもらい、できる業務をさせてもらっているが、見た目で障害が分からない場合には配慮してもらうのが難しいと感じる。

多くの職員が配慮を感じている一方で、内部障害の職員については、見た目で障害が分かりにくいことから、配慮してもらうことが難しいという意見もあった。

問5 職務を遂行する上で、障害のある職員に対し、執務環境、備品・物品について配慮があると感じていますか。感じている場合は、配慮の内容について記載（抜粋）

配慮を感じる。 5人 20.8%

- だいたい必要なものがそろっており、配慮を感じている。
- 物覚えが悪いのでメモ用紙や付せん等を使わせてもらっている。

難聴者向けの電話の設置希望や車いすの職員などの座席位置等についても配慮が必要という声もあった。

問6 職務を遂行する上で、障害のある職員に対し、区や職員から上記問4・5以外の事項において配慮があると感じていますか。感じている場合は、配慮の内容について記載（抜粋）

配慮を感じる。 9人 37.5%

- 体調のことを気にかけてくれたり、体力に応じた仕事配分や休憩取得をできるようにしてもらっている。また、言いにくいことも相談できている。
- 優しくいろいろと教えてくれている。丁寧に話してもらっている。
- 通院のためなど、休むことに対しての配慮を感じる。

問7 職務を遂行する上で、障害のある職員に対し、勤務内容について今後配慮を求めたい事項がありますか。ある場合は、配慮の内容を記載

配慮を求めたいことがある。 4人 16.6%

- 体調を崩した時の対応
- 全てのものにフリガナを振ってほしい。
- 協力をしたくないと感じる職員がいる。
- 難病の場合、見た目では分かりにくい。これまでも職場で説明をしてきたが、快く聞いてもらえないことも多かった。言い訳をしているつもりはないものの、具合が悪くなってからでは十分な説明ができず、困難な場面に直面する前に事前に説明しておきたい。これらを異動の度に悩んでしまう。異動の段階で業務内容への配慮と異動先でのあらかじめの理解をお願いしたいと感じている。口伝では誇張され正確には伝わりにくい。

問8 職務を遂行する上で、障害のある職員に対し、執務環境、備品・物品について今後配慮を求めたい事項がありますか。ある場合は、配慮の内容について記載（抜粋）

配慮を求めたいことがある。 5人 20.8%

- 全てのトイレを洋式にしてもらいたい。可能であればウォシュレット機能をつけてほしい。
- 現在の執務環境では執務スペースが狭すぎて車いすの職員は働けないと感じる。
- 難聴により複数での会話についていけないため、理解が十分ではない。そのため、会議の時に要約筆記等による情報保障があると心強いと感じる。

問9 職務を遂行する上で、障害のある職員に対し、上記問7・8以外で、今後配慮を求めたい事項がありますか。ある場合は、配慮の内容について記載（抜粋）

配慮を求めたいことがある。 7人 29.1%

- 今の雇用形態を継続してもらいたい。
- 通院の際は休ませてもらいたい。
- 常勤職員の就業終了時刻くらいまで働きたい。
- 災害発生時に情報が錯綜し混乱しているような状況下で職員として従事する場合の執務環境について考えてもらいたい。

- 内部障害について、あらかじめどのような症状なのかを聞いてもらいたい。また、難病により不安定なため公共の交通機関を使用できないことから、通勤方法についても柔軟に対応してもらいたい。

問 10 障害者差別解消法、障害者の権利条約、区の障害者施策について、ご意見があればお書きください。(抜粋)

意見がある。 8人 33.3%

- 職員が障害のある職員に対して威圧的な話し方で話す時に差別を感じる。
- 今健康であっても事故等により突然障害者になってしまうこともあります。もし自分が障害者になってしまったら、何がどうなっていれば幸せに生活しやすい場所かを考え、それを実現するために多くの方へ訴えていくことが重要だと考えます。
- 手や足の障害など、障害の部位や等級により日頃必要とされる配慮は様々である。多くの意見を集め、障害のある職員が生き生きと働くことのできるようにしてもらいたい。
- 窓口対応にも関わってくるので、勉強会等を実施した方がよいと思う。
- 難病患者への配慮・支援をお願いしたい。

障害者の権利に関する条約

前文

- この条約の締約国は、
- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者(より多くの支援を必要とする障害者を含む。)の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、

- (k)これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l)あらゆる国(特に開発途上国)における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m)障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n)障害者にとって、個人の自律及び自立(自ら選択する自由を含む。)が重要であることを認め、
- (o)障害者が、政策及び計画(障害者に直接関連する政策及び計画を含む。)に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p)人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
- (q)障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r)障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s)障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t)障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なであることを認め、
- (u)国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
- (v)障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、

- (w)個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
- (x)家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けべきであることを確信し、
- (y)障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、
- 次のとおり協定した。

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第四条 一般的義務

- 1 締約国は、障害に基づきいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。
 - (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
 - (f) 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな機器(情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。)についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
 - (h) 移動補助具、補装具及び支援機器(新たな機器を含む。)並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。
- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。

- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。以下この3において同じ。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第五条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第六条 障害のある女子

- 1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

- 2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適切な措置をとる。

第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第八条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的かつ適切な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体(各家庭を含む。)の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行(性及び年齢に基づくものを含む。)と戦うこと。
 - (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
 - (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。

- (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
- (iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
- (b) 教育制度の全ての段階(幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。)において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
- (c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
- (d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

- 1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
 - (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)
 - (b) 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)
- 2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
 - (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
 - (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
 - (d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

- (e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。
- (f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
- (g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム(インターネットを含む。)を利用する機会を有することを促進すること。
- (h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第十条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第十一条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法(国際人道法及び国際人権法を含む。)に基づく自国の義務に従い、危険な状況(武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。)において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第十三条 司法手続の利用の機会

- 1 締約国は、障害者が全ての法的手続(捜査段階その他予備的な段階を含む。)において直接及び間接の参加者(証人を含む。)として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者(警察官及び刑務官を含む。)に対する適当な研修を促進する。

第十四条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。
 - (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。

- (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害者がいずれの手段を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること(合理的配慮の提供によるものを含む。)を確保する。

第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
- 2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待(性別に基づくものを含む。)から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
- 2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援(搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。)を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

- 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。
- 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。
- 5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第十七条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。

第十八条 移動の自由及び国籍についての権利

- 1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。
 - (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
 - (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。
 - (c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。
 - (d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
- 2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にするための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること(これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。)
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業者に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供しよう要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第二十二条 プライバシーの尊重

- 1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなるかを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第二十三条 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。
 - (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
 - (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。
 - (c) 障害者(児童を含む。)が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。
- 2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。
- 3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。
- 4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。
- 5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

- (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
- (c) 盲人、聾者又は盲聾者(特に盲人、聾者又は盲聾者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第二十五条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス(保健に関連するリハビリテーションを含む。)を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画(性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。)を提供すること。
- (b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス(早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。)を提供すること。
- (c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて提供すること。

- (d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療(例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療)を障害者に提供するよう要請すること。
- (e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。
- (f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第二十六条 ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション

- 1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置(障害者相互による支援を通じたものを含む。)をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。
 - (a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。
 - (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。
- 2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。
- 3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第二十七条 労働及び雇用

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置(立法によるものを含む。)をとることにより、労働についての障害者(雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。)の権利が実現されることを保障し、及び促進する。
 - (a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。)に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
 - (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件(均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。)、安全かつ健康的な作業条件(嫌がらせからの保護を含む。)及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
 - (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
 - (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
 - (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
 - (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
 - (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
 - (h) 適当な政策及び措置(積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。)を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
 - (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
 - (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
 - (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

- 2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないうこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障

- 1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む。)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。
- 2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。
 - (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
 - (b) 障害者(特に、障害のある女子及び高齢者)が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
 - (c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助(適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。)を利用する機会を有すること。
 - (d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
 - (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること(障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。)を確保すること。
 - (i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
 - (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
 - (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
 - (ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。
 - (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
 - (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
 - (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所(例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス)を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためだけでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性(手話及び聾文化を含む。)の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
 - (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
 - (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動(学校制度におけるこれらの活動を含む。)への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
 - (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第三十一条 統計及び資料の収集

- 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報(統計資料及び研究資料を含む。)を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。
 - (a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置(資料の保護に関する法令を含む。)を遵守すること。

- (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。
- 2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。
- 3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第三十二条 国際協力

- 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会(特に障害者の組織)と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。
 - (a) 国際協力(国際的な開発計画を含む。)が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
 - (b) 能力の開発(情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。)を容易にし、及び支援すること。
 - (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
 - (d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助(利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。)を提供すること。
- 2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第三十三条 国内における実施及び監視

- 1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
- 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための仕組み(適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。)を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会(特に、障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第三十四条 障害者の権利に関する委員会

- 1 障害者の権利に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の際は十二人の専門家で構成する。効力発生の際の締約国に加え更に六十の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を六人増加させ、上限である十八人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。
- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日その後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、この条約の締約国に送付する。

- 7 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち六人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの六人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 8 委員会の六人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。
- 10 委員会は、その手続規則を定める。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
- 12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第三十五条 締約国による報告

- 1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
- 2 その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。
- 3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。

- 4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第三十六条 報告の検討

- 1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。
- 2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報(当該通報には、関連する報告が当該通報の後三箇月以内に行われない場合には審査する旨を含む。)を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。
- 3 国際連合事務総長は、1の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。
- 4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。
- 5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第三十七条 締約国と委員会との間の協力

- 1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。
- 2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段(国際協力を通じたものを含む。)に十分な考慮を払う。

第三十八条 委員会と他の機関との関係

- この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、
 - (a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
 - (b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第三十九条 委員会の報告

委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第四十条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。
- 2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後六箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、二年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第四十一条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第四十二条 署名

この条約は、二千七年三月三十日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第四十三条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない、また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第四十四条 地域的な統合のための機関

- 1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。
- 2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。
- 3 次条 1 並びに第四十七条 2 及び 3 の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。
- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第四十五条 効力発生

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十六条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第四十七条 改正

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。
- 2 1の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。
- 3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1の規定により採択され、かつ、承認された改正であって、第三十四条及び第三十八条から第四十条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第四十八条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十九条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第五十条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。